

令和元年6月20日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03346

研究課題名(和文) デジタル産業における不可欠施設理論の現代的展開と支配的地位の濫用規制の再構築

研究課題名(英文) Misuse of the dominant position in digital economy and the recent development of essential facilities

研究代表者

柴田 潤子 (Shibata, Junko)

香川大学・法学部・教授

研究者番号：90294743

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：いわゆるインターネットを介するDPF(デジタルプラットフォーム)は、利用者から収集したデータを用いて、サービスの向上に役立てるなど、社会全体に多大な便益を提供していると同時に、DPFはドミナントな事業者として、それらの事業者の支配力行使の問題が、国際的にも競争法上の観点から注目されてきている。本研究では、支配力の行使の問題として、競争者排除の形態としてGoogleに対する欧州委員会の決定を検討し、規制のあり方を探る手掛かりとした。さらに、取引相手方に対する問題として、フェイスブックのドイツでのケースを取り上げ、デジタルエコノミーにおける競争の現代的な規制のあり方を考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

インターネットを介するDPF(デジタルプラットフォーム)は、社会全体に多大な便益を提供しているだけでなく、ドミナントな事業者として巨大な経済力を持つようになってきている。かかる問題は、特に欧州で強い関心が持たれているが、日本においても徐々に顕著な問題として意識されつつある。かかるDPF事業者による支配力行使の問題をどのような法理で検討するかを明らかにすることは、今後の健全な経済社会の発展に寄与すると考えている。

研究成果の概要(英文)：The so-called DPF (digital platform) via the Internet uses data collected from users to provide great benefits to society as a whole, such as improving services, while DPF is a dominant business operator. The problem of the exercise of the control power of those operators has been attracting attention from the perspective of competition law also internationally. In this study, we examined the decision of the European Commission against Google as the exclusion of competitors as a problem of the exercise of dominance, and used it as a method for exploring the way of regulation. Furthermore, as a problem for trading partners, I took up the German case of Facebook and considered the modern regulation of competition in the digital economy.

研究分野：経済法

キーワード：デジタルプラットフォーム Google 市場支配的地位の濫用規制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

デジタルエコノミーにおいては、強力なネットワーク効果、統一的なスタンダードの必要性という経済的特性を持っていることから、独占が生じやすく、Google や Facebook、Amazon のようなインターネットにおける集中化傾向は急速に進行している。

本研究では、デジタルエコノミーで進展する独占化現象が、いわゆる公益事業において散見される不可欠施設に近接しており、公益事業型の規制の可否を含め、競争法的観点からの規制は喫緊の課題である。

2. 研究の目的

インターネットエコノミーにおいては独占化が進展しているようにも見えるが、この独占は、自然独占の場合と異なる独占の形成過程を経ており、いわゆる市場の失敗に起因するのではなく、イノベーションの成功や競争における成果として理解される。高い市場シェアに基づく独占的地位は、デジタルエコノミーにおいては独占が安定的に推移すると評価されるわけではないにしても、潜在的競争の可能性という観点からみれば、現実的に市場シェアの流動性が十分期待できる様な状況にはないのが実態である。技術革新はいずれ進行するにしても、予期可能な一定の期間において、デジタルプラットフォームの独占的な地位は引き続き維持されると考えられ、これに対して、競争法上の濫用規制が有効であると考え、欧州の学説・法実務を検討し、日本の私的独占規制のあり方を明らかにする。

デジタルプラットフォームの支配力を認定するにあたっては、従来の市場画定の議論を整理し、データ支配を基点とするデジタル経済に固有の事象を加味し、不可欠施設理論の観点からの支配力の認定の可能性を解明を解明する。

3. 研究の方法

基本的には、文献を手掛かりにして、学説を整理した上で、東京等で開催される研究会に参加し、さらに国際会議等に参加し、知見を広げた。具体的な問題については、例えば海外の研究者と直接意見交換などを行うことにより、考察を深めることができた。

4. 研究成果

主にデジタルエコノミーに関する競争法上の支配的地位の濫用規制をテーマにして、報告や論文発表を行った。

近年、欧州では欧州委員会が中心となり、欧州機能条約 102 条の規制対象である市場支配的地位の濫用規制の「現代化」(いわゆる「More Economic Approach」、以下 MEA という)が推し進められている。「Hoffmann-La Roche」ケース以来、「能率」競争概念が濫用的行為の認定において一定の役割を果たしてきたと同時に、判例法では、市場支配と濫用を結びつける要因は、市場支配的地位にある事業者の存在によってのみ脅かされうる有効な競争構造の侵害であるとして、市場支配的地位にある事業者に「特別の責任」が期待され、「特別の責任」コンセプトは、行為形態を中心とした濫用行為規制の枠組みの根拠として中心的役割を果たしてきている。

これに対して、MEA は、行為形態をベース(form-based)にしたアプローチから効果をベース(effect-based)としたアプローチに 102 条の規律を変更し、効率性を指向する経済的考慮を拡大するシステムへの移行の必要性を趣旨とする。欧州委員会は、MEA を導入するという意図のもと、102 条の運用に関するガイダンス等を公表している。MEA によれば、価格に関する排除行為の立証に関して、「同等に効率的な競争者(AEC)」を排除する潜在的可能性に焦点を当てて、いわゆる AEC テストの適用の推進をその本質として、そのための分析に用いるコスト基準が設定される。AEC テストの適用は、行為の形態自体ではなく、市場における効率性と関連付けた効果を基準とすることから、業績競争という概念から乖離することになり、市場構造に影響を与えるといった抽象的な効果ではなく、より具体的な効果の立証が求められることになる。

最近の主要な事例に検討を加えたところ、マージンスクイズ、差別的低価格、略奪的低価格については、AEC テストを採用し包括的な検討手法が裁判例において定着しつつある。リベートに関しては、「インテル」のケースのように現在裁判所の動向が着目されており、今回は検討の対象としていないバンドング、タイピングという他の排除行為のケースではガイダンスで提唱されているコストベースでのテストが適用されておらず、従来の委員会の運用では、まずは判例法を基準にして違法性を判断し、屋上奥を重ねた形で経済分析を用いて違法性を確認しているように思われる。MEA の拡大により、従来重視されてきた「特別の責任」や市場参加者の経済的自由に関する価値的評価も変容するかもしれないが、基本的な裁判所の判断の基軸は維持されるようにも思われ、今後の展開を注視する必要がある。

この中で、グーグルに対する濫用禁止決定が欧州委員会によって公表された。グーグルの支配的地位を前提にして、競争を歪めないことについての特別の責任がグーグルに課せられていることも明らかにされた。

インターネットにおける多くのサービスは、デジタル化され、コミュニケーションサービス、検索サービス等の多様なサービスを可能にして、殆どの場合無料で提供される。無料で提供されることから、集積される情報が膨大化する傾向が認められ、競争法上の観点からの様々な懸念が指摘されている。まず、グーグル等をめぐるドミナントな事業者に対する排除型の濫用規

制を研究対象とした。近年、欧州において問題視されている、インターネット検索エンジンである Google の検索を基点とした濫用行為に関して、それに関する市場の画定と市場支配の問題に焦点を当てて、検討を加え、論文を公表した。市場画定に関しては、検索を基点とする多面的市場を捉える必要があり、サービスが無償で提供される事については、市場画定の妨げになることはない。また、市場支配についても、無性サービス提供についても市場支配的地位は認定しうる。ユーザー数をベースにした市場シェアや新規参入が極めて困難であることから、肯定される。濫用行為については、複数の市場にまたがるレバレッジが認められている。レバレッジは、広義には抱き合わせや取引拒絶等も含むことになるが、厳密に言えばこれらの行為に当てはまらない形態である。第一市場における支配力を、いわゆる業績に基づかない競争手段によって、その支配力を第二市場に移行させることを捉えることを本質とする。かかるレバレッジは、今後、多面的に活動するデジタルプラットフォームにおいて顕著になる排除行為として位置付けられると考えられる。

欧州・ドイツの支配的地位の濫用行為に対応する日本の独占禁止法違反行為は、私的独占と考える。私的独占は、他の事業者の事業活動の支配・排除行為であり、近年は、排除行為に焦点が当てられてきている。本研究では、私的独占の支配行為にも着目し、規制の歴史的展開、意義を考えながら、私的独占規制の今後の展望を明らかにすることを試みた。支配行為については、事例も少なく、その意義については疑問視される向きもある。しかし、日本においては、共同行為である「不当な取引制限」として捉えられる範囲が欧米諸国に比べて狭く、最も、不当な取引制限と支配行為の意義的な限界づけが困難になっているとも言えるが、むしろ支配行為として規制される範囲が広いことが特徴であり、諸外国で言うところの共同行為をカバーする規制実態を持つと言って良い。かかる運用は一応、体系的に説明がつくものである。排除行為については、欧州のグーグルのようなケースをとらえうるか否かが課題である。複数の市場にまたがる排除行為について、支配力が形成されている第一市場とは別に、支配力を行使する第二市場が独立してある場合には、不公正な取引方法として捉えることは特に異論はないようであるが、これを私的独占に言う排除行為として理解する理論については、学説上一致した見解がなかった。しかし、第二市場への影響は、第一市場における支配力の行使と捉えるべきであり、むしろ私的独占に言う排除行為として規制することは可能であると考えられる。

また、デジタルプラットフォームに関しては、支配行為の濫用としては、今後は、取引相手方に対する搾取行為が重要であると考えられる。特に、ドイツで問題視されているフェイスブックの情報収集行為は、データ保護法、消費者法の交錯領域であり、個人データの経済価値が高まる中で、競争法の果たす役割に期待されることになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ・ 「グーグルの市場支配的地位濫用と EU 競争-Google shopping」法律時報 2019 年 3 月
- ・ 「EU における優越的地位の濫用」公正取引 2018 年 11 月号
- ・ 特集(1)「独占禁止法の実体規制」私的独占 独占禁止法 70 年 日本経済法学会年報 (38) 2017 年 10 月

〔学会発表〕(計 1 件)

- ・ 2017 年日本経済法学会「私的独占」報告(専修大学)

〔図書〕(計 6 件)

- ・ 共著「独占禁止法とフェアエコノミー」舟田正之、土田和博他、柴田潤子(担当:「EU 競争法の『現代化』の今日的位相- 市場支配的地位の濫用規制について」) 日本評論社 2017 年 7 月
- ・ 共著「経済法の現代的課題 舟田正之先生古稀祝賀」金井貴嗣、土田和博、東條吉純、柴田潤子他(担当:「Google ケースにおける市場画定と市場支配」)有斐閣 2017 年 5 月
- ・ 共著「市民生活と現代法理論」小田敬美 籠池信宏 柴田潤子他(担当:「ホテルオンラインポータルにおけるベストプライス条項と競争法」)成文堂 2017 年 3 月
- ・ 共著「独占禁止法の経済学 - 審判決の事例分析(第二版)」岡田羊祐、川濱昇、林秀弥、柴田潤子他(担当:「マージンスクイズによる排除 - NTT 東日本事件・共著」) 東京大学出版 2017 年 1 月
- ・ 共著「電力自由化による新たな法的課題 - 独占禁止法・競争政策の観点から - 」舟田正之、武田邦宣、柴田潤子他(担当:「第 4 章 電力市場における濫用規制の問題 -Strom und Telefon 等を手がかりにして」) 日本エネルギー法研究所 2016 年 9 月
- ・ 共著「経済法への誘い」宮井雅明、柴田潤子他(担当:「第 3 部 私的独占規制と政府規制」) 八千代出版 2016 年 9 月

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年：
国内外の別：

取得状況（計0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

判例評釈

- ・「受注予定者の決定に係る基本合意と合意の対象(東京高判平成 30・3・23)」平成 30 年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊 1531 号)2019 年 4 月
- ・「事業者団体による入会制限と数の制限-神奈川県 LP ガス協会に対する排除措置命令-公取委排除措置命令 30・3・9」ジュリスト 1529 号 2019 年 3 月
- ・「東京都が発注する個人防護具の入札談合事件」新・判例解説 watch (23) 255-258 頁 2018 年 10 月
- ・「エアセパレートガス価格カルテル事件 日本エア・リキード社事件 東京高判平成 28・5・25」ジュリスト (1501 号) 2017 年 1 月

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。